090taisakushitsu@mai12. adm. kyoto-u. ac. jp

他都道府県への移動を伴う学生の校外実習授業ならびにインターンシップ活動に関する方針

首都圏の1都3県に緊急事態宣言が発令され、また関西3府県からの発令要請が検討されるなど、感染拡大が急速に進行している状況です。大学本部の、授業(講義・実験・実習)・課外活動の活動制限ガイドラインはLevel1ですが、厳重に警戒すべき状況であると考えられます。

工学研究科は、これらの状況を鑑みて、他都道府県への移動を伴う学生の校外授業および実習ならびにインターンシップ活動に関して次のような方針を取ります。

本方針は状況の変化により変更する可能性があります。学生は感染に関する最新情報、工学研究科等部局対策室からの情報更新に注意してください。

海外への移動を伴う実習・学会参加・インターンシップについて

外務省の感染症危険情報がLevel 2~4の国への実習・学会参加・インターンシップは原則禁止する。

授業の一環としての校外(国内)授業・実習について

次の条件に当てはまるものについては許可します。感染防止対策がしっかりとれるように実施 に備えてください。授業担当者は、教務課に届け出るとともに、校外授業・実習を望まない学生 に対しても配慮してください。

「オンラインでは実施困難なもので、資格等の取得に係る必須な授業等であり、特段の感染防止対策を取り得るもの。」

授業の一環(単位認定される)校外(他機関(国内))でのインターンシップについて

オンライン会議システムを積極的に活用し、他都道府県への移動は可能な限り避ける(特に緊急事態宣言が発令された地域(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)は可能な限り控える)。指導教員と相談し、校外(他機関)でのインターンシップが研究教育上、不可欠と判断した場合には、自己の社会的責任を認識し感染拡大防止に最大限努めることを前提として指導教員から許可をもらう。

<u>授業の一環ではない(単位認定とは関係ない)校外(他機関(国内))でのインターンシップに</u>ついて

オンラインミーティングシステムを積極的に活用し、他都道府県への移動は自粛する(特に緊急事態宣言が発令された地域(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)は可能な限り控える)。校

外(他機関)でのインターンシップが不可欠な場合は、指導教員に相談・報告し、自己責任のも とで感染拡大防止に最大限努め参加すること。

いずれの場合にも、帰学後は、「研究活動再開に向けた工学研究科指針について」および「新型コロナウィルスの感染拡大防止に向けて研究活動/研究室でのリスク管理」の指針に従う。健康管理に努め、発熱があったときは、無理に登校することなく、自宅で静養するとともに、速やかに部局対策室に届けでること

さらに、校外(他機関(国内))で活動する場合には以下のことを遵守されたい。

- 1. 校外で参画した会議・集会等において、罹患者が出た場合には、参加者全員が特定できるような対策・運営が主催者側で取られていることを確認し、その対策・運営に従う。
- 2. そのほか、感染拡大防止ための適切な対策が取られていることを確認し、その対策に従って 行動する。
- 3. 感染防止の対策が確認できない場合は、大学から要望がある旨伝えるとともに部局対策室にも報告する。
- 4. 懇親会への参加は自粛する。

新型コロナウィルスの感染拡大防止に向けて研究活動/研究室でのリスク管理 https://www.rac.t.kyoto-u.ac.jp/ja/researcher/coronavirus_rac202004 外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/